禁煙希望者へ　補助のお知らせ

喫煙は生活習慣病や循環器系疾患、肺がんなど、さまざまな疾病の原因となります。

禁煙を着実に進めるため、当組合では禁煙外来を持つ医療機関を受診し、治療を終了した場合に保険診療の自己負担分の一部 「**上限 １万円**」 を補助します。(医師の証明費用は別途負担します。)

対象者	20歳以上の被保険者
申請方法	「禁煙外来補助金申請書」を使用ください。 **①事前の申請時** **必要事項を記入し、ヤンマー健保に FAX･メール･社内便 のいずれかで申請してください。** **●宛先：ヤンマー健康保険組合** **･FAX: 06-6376-6379** **･メール: kenpo-hoken@yanmar.com(PDFを添付)** **･社内便: コピーを送る** **※事前申請は治療を始められる方を確認することが目的です。治療を始めていただいて結構です。** **②禁煙外来の治療中** **事前申請した用紙(原本)を保管しておいてください。** **③禁煙外来の治療後** **事前申請に用いた申請書に必要事項記入の上、医師の証明を受けて、領収書(原本、明細を含む)を添付して、ヤンマー健保に提出してください。** 申請書 「禁煙外来補助金申請書」
補助限度	年度内に１回限り
支払方法	健保で審査後、補助金額を指定口座に振込ます。

【申請の注意事項】

- 治療を中断した場合は、当然補助対象にはなりません。
- 禁煙外来を受診し、外来治療自己負担金額に対して 10,000円を上限として補助金を支給します。自己負担金が 10,000円未満の場合は、その額とします。
- 医師の証明費用がかかった場合は、全額負担します。
- 対象者は健康保険適用の禁煙治療部署を持つ医療機関で受診した被保険者で、禁煙に成功した方とします。